

汚染土壌処理業の許可の申請手続きについて

1 汚染土壌処理業の許可制度の概要

平成21年4月に制定された土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）により土壌汚染対策法が改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、当該汚染土壌処理施設を所管する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされました。

2 山口県の許可の範囲

山口県知事の許可の範囲は下関市を除く山口県域です。
なお、下関市で汚染土壌処理業を行う場合は、下関市長の許可が必要です。

3 申請手数料

新規許可申請 240,160円

4 申請を行う際の留意点

申請を希望される方は、事前に施設の設置場所を所管する各健康福祉センター又は山口県環境生活部環境政策課（下関市にあつては下関市環境政策課）へご相談ください。

各健康福祉センター・下関市

管轄市町	提出先			
	健康福祉センター	担当課	住所	電話
岩国市 和木町	岩国 健康福祉センター	生活環境課	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1528
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井 健康福祉センター	生活環境課	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820) 22-3631
下松市 光市 周南市	周南 健康福祉センター	生活環境課	〒745-0004 周南市毛利町2-38	(0834) 33-6428
山口市 防府市	山口 健康福祉センター	生活環境課	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	(083) 934-2536
宇部市 美祢市 山陽小野田市	宇部 健康福祉センター	生活環境課	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836) 39-9864
長門市	長門 健康福祉センター	生活環境課	〒759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811
萩市 阿武町	萩 健康福祉センター	生活環境課	〒758-0041 萩市江向川添沖田531-1	(0838) 25-2663
下関市	下関市	環境政策課	〒751-0847 下関市古屋町1-18-1	(083) 252-7151